

令和4年6月17日

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（啓）委員	<p>包括外部監査の結果をどのように生かしていくのか。今回は県有財産の総合管理の実施状況について監査が行われたが、指摘事項等はどうか。</p>
働き方改革実現課長	<p>包括外部監査は包括外部監査人が必要と認める特定のテーマについて財務監査を行うものであり、本県の場合、財務、経営に精通している公認会計士に依頼している。</p> <p>監査を通じて、様々な指摘や意見があり、令和3年度は「県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）の実施状況」をテーマとし、法令に照らし違反または不当と判断した指摘事項が16件、監査人が改善を要すると判断をした意見が85件である。これまでの指摘等に対する対応状況としては、例えば、元年度に「補助金に係る事務の執行」というテーマで監査を行い、山形県企業立地促進補助金について他県にて発生している不正受給案件を踏まえ、審査手続きを強化すべきとの指摘があり、所管課で要綱を改正し、添付書類の提出を追加した。</p> <p>また、2年度に「基金の管理及び運用に関する事務の執行」というテーマで監査を行い、地域医療介護総合確保基金を充当している看護職員修学資金貸付事業に関して、他県の例を参考に貸付の返還を求める場合の利息の徴収を検討すべきという意見があり、これを受けて、所管課で新規の貸付対象者から貸付の返還を求める場合には利息も徴収することとした。</p> <p>今後とも包括外部監査による指摘等に適切に対応し、事務の適正化や事務の改善に努めていきたいと考えている。</p>
高橋（啓）委員	<p>外部監査人からの報告が提出された後、指摘あるいは意見に対する対応状況はどうか。</p>
働き方改革実現課長	<p>随時、所管課から対応状況の提出を受け、監査委員を通じて公表していく流れになっている。</p>
高橋（啓）委員	<p>包括外部監査において指摘事項となっている県の公舎料の考え方はどうか。</p> <p>また、県職員公舎と警察職員公舎の共同利用の推進に関する考え方はどうか。</p>
管財課長	<p>公舎の単価は国の場合、経過年数に応じて低減していく単価設定としており、県は建設年次に応じた設定としている。包括外部監査において、国と同様の単価区分への見直しを検討することという意見が出されている。</p> <p>国の基準では、公舎の建設当初は、公舎料が高くなり徐々に安くなっていく方式だが、県は建設当初から公舎料が定額である。</p> <p>例えば、実際の公舎で比較すると平成15年に完成した米沢市の公舎は、国は月額3万1,000円程度、県は2万1,000円である。また、昭和50年に完成した山形市の公舎は、国は9,000円程度、県は1万2,000円程度である。県の公舎料は、消費者物価指数の家賃の変動率、人事委員会の給与勧告、県営住宅の家賃相場、国等の状況を考慮した上で5年ごとに料金の見直しを行っている。</p> <p>今回の包括外部監査において公舎料単価区分の見直しについて意見が出</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>されたが、県としては基本的に現在のやり方を継続していきたいと考えており、次回の見直し時期である7年度に向けて総合的な検討をしていきたい。</p> <p>また、県職員公舎と警察職員公舎の共同利用の推進については、職員公舎の有効活用のため、これまでも上山、村山、米沢にある一部の職員公舎において警察職員が県職員の公舎に入居している。</p>
高橋（啓）委員	<p>屋内スケート場の所管が教育委員会からみらい企画創造部に移った経緯及び今後の進め方かどうか。</p>
人事課長	<p>スケート場整備を進めるにあたって、整備目的や候補地の選定、機能、費用対効果など様々検討すべき大きな課題がある中、企画調整力を活かしながらより幅広い視点で効率的・効果的に検討を進めていくため、構想段階においては、みらい企画創造部において対応していくこととしたもの。これまでも大きなプロジェクトの構想段階においては、企画部門で対応してきており、例としては、現在整備中の東北農林専門職大学（仮称）の構想立案の際に企画部門が先頭に立って検討を進めてきた。</p>
高橋（啓）委員	<p>有識者会議における屋内スケート場の検討状況はどうか。</p>
みらい企画主幹	<p>今回開催を予定している検討会議は、生涯を通してスポーツに親しめる環境の充実や県民の健康増進、スポーツを通じた地域の活性化、若者の回帰・定着促進といった様々な観点から本県における屋内スケート施設のあり方、本県に合った施設像を検討するものである。</p> <p>また、委員から以前にもPFI方式の導入など、様々な事例紹介や提案をいただいている。</p> <p>検討会議のメンバーには、地域活性化や公共施設マネジメント、PFIに詳しい学識経験者や教育関係、スポーツ団体関係、障がい者スポーツ関係、金融関係などの有識者を考えており、様々な視点から意見をもらいながら検討を進めていく予定である。</p> <p>検討会議は令和4年7月の立ち上げを目指し、年度内に方向性を取りまとめたいと考えている。</p>
高橋（啓）委員	<p>快適な職場環境を作ることが労働安全衛生法や事務所衛生基準規則に定められているが、県庁舎の暖房の稼働状況については改善されていない。本庁衛生委員会の検討状況はどうか。</p>
総務厚生課長	<p>本庁衛生委員会は、法に基づき衛生管理者、職員の代表、産業医等を委員としており、職員の安全、健康、快適な職場づくりの課題等を調査審議している。県庁舎の暖房については、昨年度も本庁衛生委員会委員から意見があり、産業医からはエコオフィス運動で室温は19℃目安にはなっているが、県庁の北側と南側の部屋では温度差があり、作業環境の面からも対応をお願いしたいという意見もあった。</p> <p>対応としては、委員でもある管財課長から庁舎を巡回し、職員の意見を聞きながら、細かく温度をコントロールしている状況や今後検討していきたいという報告を受けている。</p> <p>衛生委員会の役割は、労使が一体となって職場環境や職員の健康保持に</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ついて考えることであり、本庁衛生委員会においても、委員会で出された意見を踏まえ、職場環境の改善、労働災害の防止のため関係課にて適切な対応をお願いしているところである。</p>
高橋（啓）委員	<p>県庁内の課室において19℃を下回っているところもあると思われるがどうか。</p>
管財課長	<p>引き続き状況を見ながら、適切な温度管理を実施していきたいと考えており、暖房の出力を上げて、適切な温度になるように対応していきたい。</p>
石黒委員	<p>ジョブチャレンジ制度導入の理由はどうか。</p>
働き方改革実現課長	<p>当該制度は、若手職員が勤務時間の一部を活用して、所属において担当する業務以外の行政分野の政策立案等に参画する制度である。 近年の若手職員の職業観の変化などにより、離職防止が課題となっていることなどを踏まえ、若手職員にとって働きがいのある、働く場としてより魅力ある県庁づくりを進めるとともに、若手職員ならではの柔軟な発想を県政の推進に生かしていくため、新たな制度を立ち上げたものである。</p>
石黒委員	<p>ジョブチャレンジ制度が職員に対してもたらす効果はどうか。</p>
働き方改革実現課長	<p>当該制度により、現在関わっている業務以外の興味のある分野の施策形成に関わることができることで、若手職員のモチベーションを向上させるとともに、担当の枠を超えて、新たな気づきを得ることが職員自身の成長につながるのではないかと考えている。 また、他部局の職員と一緒に活動することや企業訪問、先進的な取組事例の調査などを通して、県庁の内外を問わず、若い世代の人脈形成にもつながることも期待される。さらに、県庁が若手職員にとって魅力的な職場となり、能力をしっかりと発揮することができるようになることで、県政の推進、県民サービスの向上にもつながると考えている。</p>
石黒委員	<p>要綱の中には、所属によるテーマ応募があるが、例えば、一度応募した後9月、10月、11月に、他部局所属からこういうテーマで進めたいものがある場合は、テーマを追加し、今年度は2テーマや3テーマにすることも可能か。</p>
働き方改革実現課長	<p>テーマについては、若手職員のアイデアを活用したいという希望がある所属の考えも聞きながら対応していく形になるかと思う。</p>
石黒委員	<p>任命権者が異なる職員がジョブチャレンジ制度を利用することはできるのか。</p>
働き方改革実現課長	<p>今年度については、制度の仕組みとして、勤務時間内に職務として活動するものであり、任命権者を超えての活動については現行の制度上、難しい面があることから、知事部局に勤務する職員の取組みとしている。任命権者を異とする場合については、今後制度を運用していく中での検討課題としたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
石黒委員	現時点の応募状況はどうか。
働き方改革実現課長	6月7日の募集開始以降、6月17日時点で10名程度から参加希望がある。
石黒委員	ジョブチャレンジ制度内で提案されたアイデアについては、どのようにフィードバックしていくのか。
働き方改革実現課長	正式な活動がスタートしてからはなると思うが、2つのテーマについての所管は決まっており、必要に応じて若手の活動或いはそのアイデアを確認しながら、良いものは取り入れていきたいと考えている。また、成果をどのように見せていくかについては今後考えていきたい。
石黒委員	直近の国政選挙において、歩行が困難な高齢者に対して投票所への移動支援事業を実施している市町村はあるか。
市町村課長	<p>令和3年10月31日の衆議院議員選挙時に県内市町村において投票所への移動支援のような取組みを行っているか調査したところ、2市3町において投票日の当日、一部の地域を対象として投票所までの移動手段がない選挙人に対してタクシー乗車券の発行やバスの運行等を行っている事例や期日前投票期間中において、町営のデマンドバス等を活用して期日前投票を行う予約をした選挙人に対して利用料を無料にする支援が行われている事例がある。</p> <p>平成30年12月14日付で総務省の選挙部管理課から通知が発出されたことに伴い、31年4月7日の県議会議員選挙から県内市町村において取組みが始まっており、少しずつではあるが、取組みが広がっている状況にあると認識している。</p> <p>県選挙管理委員会（以下、県選管）としては、市町村選挙管理委員会書記長会議の中で投票所への移動が困難な状況にある選挙人への投票環境の向上について市町村選挙管理委員会へ依頼するとともに、県選管で作成する選挙の記録において、県内市町村の実施状況を周知していきたい。</p>
石黒委員	3年後には団塊の世代が後期高齢者になることから対策が必要であると考えます。特に寝たきりの方への対策等はどうか。
市町村課長	寝たきりとなっている高齢者への支援策として、指定病院等における不在者投票制度がある。これは、あらかじめ県選管が指定している病院、老人ホームなどにおいて、入院中などの選挙人が病院長等を通じて投票用紙を請求し、原則病院内の指定の場所或いは歩行困難な方は立会人の立ち会いのもとでベッドの上で投票を行う制度である。県内においては、令和4年5月24日現在で、病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、介護老人保健施設など300施設が指定されており、昨年の衆院選では県全体で3,838票が投じられている。
石黒委員	自宅で療養している高齢者に対する対応はどうか。
市町村課長	自宅などであらかじめ交付された投票用紙に記載して郵便等によって投票する不在者投票制度が考えられる。この場合の対象者は、身体障害者手

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>帳等を持っている方で定められた障がいのある選挙人或いは介護保険の要介護状態区分が要介護5の選挙人と決められている。</p> <p>これに加え、令和3年6月23日から新型コロナで宿泊、自宅療養などをしており、保健所などから外出自粛要請を受けている選挙人に対し、郵便等による投票を可能とする特例郵便等投票制度が設けられている。今回の参議院議員選挙においても、県内の新型コロナ患者の宿泊療養施設や保健所から自宅療養者に対して、特例郵便等投票の周知依頼を行っている。</p> <p>なお、昨年の衆院選時において、本県では郵便等による不在者投票が116票、特例郵便等投票は無かった。</p>
梅津委員	<p>県民・事業者に求めていた押印の98.6%を廃止としたというが、残りの1.4%はどのような手続きか。</p>
働き方改革実現課長	<p>押印が引き続き必要となる手続きとして、例えば入札書、借用書など契約書或いは契約書に準じるものを作成する場合がある。また、県税の預金口座振替依頼書といった県以外の機関が押印を求めている書類も押印が必要となる。</p>
梅津委員	<p>県有財産の総合的な管理運用として、自動販売機広告による収入や未利用県有地の売却として2.3億円の収入があるが内訳はどうか。</p>
管財課長	<p>売却した未利用県有地の収入は8,042万円、面積が6,046.25㎡で6件である。その他、県有財産の有効活用として自動販売機の設置、普通財産の貸付け、ネーミングライツを合わせて1億4,088万6,000円であり、そのほか1,301万円の広告収入等がある。</p>
梅津委員	<p>県庁の業務は在宅勤務が難しいところが多いと思われるが、執務室以外でコンピューター作業する際のセキュリティ対策はどうか。</p>
やまがた幸せデジタル推進課長	<p>国におけるテレワークセキュリティガイドラインに従って、本県もテレワークにおける情報セキュリティ対策実施手順を策定し、運用している。</p> <p>実際の対策として、一般的なテレワークの場合、ネットワークの両側に暗号化装置をつけ、仮想的な専用線を作って通信を行うVPN接続により直接つなぐやり方が多い。万が一、ウイルス感染等の不正アクセスがあった場合、直接サーバーを攻撃され、危険な事態になるため、県としては現在、内部のシステムには入らずに自分の職場のパソコンの画面を自宅のパソコンに画像として転送し、それを遠隔操作するような仕組みでメール、ファイルサーバー、業務システムを操作できる。</p> <p>この仕組みを導入してから、3月末までに延べ6万2,000件の接続があり、セキュリティに関する事故等は発生していない。</p>
梅津委員	<p>令和4年5月14日に販売を開始したチェリカの販売状況はどうか。</p> <p>また、目標枚数やシステムを構築するにあたって県の支援状況はどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>チェリカは5月14日からサービスを開始しており、山交バスと庄内交通の全線に加え、山形市と米沢市の市民バス、山形空港のシャトルバスで使用できる。小銭での支払いが不要になり、交通ポイントがつく等のメリットに加え、コンビニなどの店舗での支払いやキャッシュレス決済ができ非</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>常に利便性が高いものだと考えている。</p> <p>販売開始日から5月末までの販売状況は山交バスと庄内交通を合わせて6,156枚である。年度が変わり、学校等も始まって以降の5月14日の販売開始であり、これを踏まえると想定以上の販売枚数だったとバス事業者からも聞いている。またチェリカのサービス開始前に定期券を購入した方も、今後移行していくことになり、販売枚数は今後さらに拡大すると見込んでいる。より多くの県民等の方にチェリカを使っただくことで、利便性向上、地域交通の利用拡大につながっていくと考えており、引き続き、様々な機会を捉えて、周知に努めていきたい。</p> <p>目標は特に設定はしていないが、山交バス、庄内交通それぞれ2万5,000枚のカードを現状用意していると聞いている。</p> <p>チェリカを山交バスと庄内交通が導入した際の総事業費は約8億1,000万円であり、このうち、国の外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金として約2億6,000万円を活用しており、それに加え県で令和2年度9月補正において、新型コロナ対策のための地方創生臨時交付金を活用し、約5億4,000万円を支援している。</p> <p>ただし、総事業費のうちカードの購入費用の6分の1の約500万円を事業者が負担としている。</p> <p>また、3年6月補正予算において、新型コロナ対策のための地方創生臨時交付金にて、山交ハイヤーが運行する空港シャトル2台に対してチェリカ導入に係る支援をしており、1台400万円ずつの総額800万円である。</p>
梅津委員	<p>県庁内でチェリカを使用できるところはあるか。</p>
総合交通政策課長	<p>県庁の中では売店などは使えると認識しているが食堂は使えない。</p> <p>また、他の県有施設関係では網羅的に把握できていないが、例えば総合文化芸術館の店舗や空港の売店などでも使えると聞いている。</p> <p>様々な場所でチェリカのキャッシュレス決済が使えるようになることは、利便性向上という点でも重要と考えている。</p> <p>一方、キャッシュレス決済を導入するに当たり、システム改変や場合によってはその機器を丸ごと入れ替えが生じるため、今後担当課とも相談したいと考えている。</p>
梅津委員	<p>山形県内の鉄道駅におけるSuicaの対応状況はどうか。また、北東北の状況はどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>山形駅と山寺駅のみである。</p> <p>ただし、新幹線を利用する場合で、eチケットという形でSuicaに紐づけた場合は、新幹線の停車駅でSuicaが利用できる状況である。こうしたSuicaのようなICカードを使うメリットの一つとして、乗り継ぎをシームレスに行うことができる点がある。特に5月にサービスが開始され、バスでICカードが使用可能になったことを踏まえると鉄道駅でSuicaが使えるようになれば、利用者の利便性が一層向上すると考えており、鉄道駅でもSuica導入を早期に進めていただきたいと考えている。</p> <p>県としてはこれまでも様々な機会を捉え、JR東日本に対して県内各駅でSuicaが使用可能となるように要望してきており、JR東日本からもしっかりと前向きに検討していくという回答を得ている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
梅津委員	<p>また、青森県、岩手県、秋田県については令和5年の春以降に利用エリアを拡大すると発表されている。</p>
梅津委員	<p>孫が祖父母の葬儀等に対応する場合の忌引休暇を拡充することはどうか。</p>
人事課長	<p>地方公務員の休暇制度を含む勤務条件全般については、地方公務員法第24条により、国及び他の地方公共団体との権衡を失わないように考慮し、条例で定める必要があるとされている。これに従って、本県の休暇制度については、「職員の休日及び休暇に関する条例」で定める休暇と「人事委員会規則」に委任されている休暇があるが、忌引休暇は条例に定める休暇であり、その内容は基本的に国や他県とも均衡が取れている状況である。制度を新たに拡充する場合条例の改正が必要となること、国・他県との均衡を考えれば、直ちに忌引休暇を拡充することは難しい状況にあると考えている。</p>
榎津副委員長	<p>マイナンバーカードの申請受付状況及び健康保険証としての活用はどうか。</p>
市町村課長	<p>マイナンバーカードの申請受付については、市町村で実施しており、6月1日現在県内市町村においてマイナンバーカードの県全体の交付率は、40.7%であり、5月1日と比較し0.7%増えている。全国は44.7%であり、県内市町村の中では飯豊町が高く、54.0%である。</p> <p>健康保険証としての活用については、例えば、国民健康保険や後期高齢者医療制度であれば、がん対策・健康長寿日本一推進課が担当となっており、健康保険証利用が可能な医療機関や薬局は、厚生労働省のホームページで随時公表されている。6月現在、県内では病院が38か所で利用可能であり、全67病院に対する割合は56.7%である。一般の診療所は141か所、全体に占める割合は15.5%、歯科診療所は103か所である。全体に占める割合は案件を踏まえ21.8%である。</p> <p>また、薬局は220か所、全体に占める割合は37.2%、合計では502か所、全体の24.6%が利用可能な状況である。</p> <p>なお、マイナンバーカードが利用できる医療機関や薬局については、マイナンバーカード受付のポスターやステッカーがある。</p>
榎津副委員長	<p>交付率が全国平均より若干低い状況にあるが、交付申請促進に向けた取組状況はどうか。</p>
市町村課長	<p>基本的には県内市町村にてマイナンバーカード交付事務費補助金があり、例えば、企業で申請を受け付ける企業訪問、土日にも開いている公共施設で、受付交付を行うことや地区の公民館など住民が集まった時に臨時窓口を設置する出張申請受付等を行っている。</p> <p>県としても、市町村のこうした取組みを支援するため、今年度、ショッピングセンターなど人が多く集まるような施設で地域の市町村の担当者が集まり、合同で出張申請受付を行う合同出張申請受付場の設置、運営に関する委託事業を実施予定である。</p> <p>具体的には、8月から9月にかけて、県内の4地域ごとに、土曜日、日曜日、祝日にショッピングセンターなどの一角で、マイナンバーカードの</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>出張申請を行う窓口を開設し、住民の所在市町村に合わせて市町村の担当者が担当する事業であり、今後、テレビ、LINE、YouTubeなどで当該イベントの周知などを行っていく予定である。</p> <p>楳津副委員長</p> <p>県庁舎における公用車等の保有台数かどうか。また、県有自動車の運行中に発生した事故の件数かどうか。</p> <p>管財課長</p> <p>公用車は10台、共用車が16台、併せて26台を保有している。 自動車の安全運転を確保するため、道路交通法に基づき、安全運転管理者を1名、副安全運転管理者1名を選任している。令和4年4月1日から酒気帯び有無の確認作業が、10月からアルコール検知器による確認が義務化されるため、前倒しで5月7日からアルコール検知器による確認などを行っている。</p> <p>人事課長</p> <p>県有自動車の運行中に発生した知事部局における交通事故件数は、過去5年では概ね年間20件から30件程度で推移している。このうち、約1割が人身事故となっている。 直近の令和3年度は22件発生しており、内訳は加害事故が4件、自損事故が6件、被害事故が12件、加害事故のうち人身事故1件となっている。</p> <p>楳津副委員長</p> <p>事故を起こさないための教育や指導状況はどうか。</p> <p>人事課長</p> <p>職員への教育・指導の状況については、「山形県自動車管理規程」において、各所属で選任する安全運転管理者等が、交通違反防止に必要な措置をとるとともに、安全運転に係る教育、啓蒙、指導等を行わなければならないとされている。さらに、交通事故の撲滅については、県民挙げて取り組んでいる重要な課題であり、職員が率先して推進していく立場であるため、職員に対し安全運転の一層の徹底を図っていく必要がある。 安全運転の徹底に関する具体的な取組みは、各部局の主管課長が集まる会議の場、各総合支庁の総務課長が集まる場等において、管理監督者に対し、県職員としての自覚を持ち、公務中私用中を問わず、日頃から安全運転の徹底と交通事故の防止に努めるよう繰り返し周知しているところである。また、交通事故を含む不祥事防止に向けて、各所属において朝礼の場等で注意喚起を行っている。引き続きあらゆる機会を捉え、一層の周知徹底を図っていく。</p>	
<p>【請願 37 号の審査】</p>	
<p>石黒委員</p>	<p>自営業者が申告の方法によって、家族の労働が労働とみなされない法律だと訴えていることについては、時代に即した訴えだと思う。 願意妥当であると考える。</p>
<p>高橋（啓）委員</p>	<p>願意妥当である。</p>
<p>楳津副委員長</p>	<p>所得税法第57条で青色申告または白色申告の場合と記載されていることから、選択もできるということでもある。継続審査として、同法等について引き続き調査すべきである。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	⇒継続審査と決定
<p>【請願 39 号の審査】</p> <p>石黒委員</p> <p>梅津委員</p> <p>高橋（啓）委員</p> <p>榎津副委員長</p> <p>税政課長</p> <p>金澤委員</p> <p>税政課長</p>	<p>インボイス制度が施行された場合、弱い立場の事業者たちが苦しんでいく方向になるのではないかと考える。願意妥当である。</p> <p>当該制度により契約をしてもらえなくなる企業が出てくるのではないかと。中小企業のあり方にも関わってくると考えるため、願意妥当である。</p> <p>願意妥当である。税理士会も問題視している案件である。</p> <p>課税売上高 1,000 万円以下の事業者は原則消費税の納税義務が免除となっている。例えば、免除されていた事業者が物を販売するときに消費税を賦課して販売することがあるため、新たにインボイス制度が設けられると考えるとよいか。</p> <p>消費者に販売したものに係る消費税は、消費者が支払った消費税分を事業者が預かっている形になっている。法の趣旨からすれば、事業者が対価を得て行う取引サービスには消費税が賦課されるものとされないものがあるが、一般的な物品の販売は消費税が賦課されている。</p> <p>また、免税事業者向けには開始から 6 年間は経過措置がとられ、免税事業者からの仕入れについては、取引先事業者は最初の 3 年間は消費税額の 8 割を控除でき、その後の 3 年間は消費税額の 5 割を控除できるという暫定的な軽減措置が設けられることになっている。</p> <p>当該制度について、全国知事会の考え方はどうか。</p> <p>知事会では廃止や中止という話は出ておらず、導入に向けて周知広報を行うとともに支援を行うべきだとの考えである。</p> <p>⇒継続審査に決定</p>